

## 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

京都地方税機構  
広域連合長 山崎 善也

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量  
山城中部地方事務所移転業務一式
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで  
ただし、引越し日程は、業務仕様書のとおり
- (4) 履行場所  
ア 京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒 21 番地の 8  
（京都府立城南勤労者福祉会館）  
イ 京都府宇治市宇治壺番 1 3 2 - 4  
（谷口ビル）

### 2 契約条項等を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館 2 階

京都地方税機構 事務局 総務課

電話番号 (075) 414-4436

電子メール [kyozei-soumu@union.kyoto-chihozei.lg.jp](mailto:kyozei-soumu@union.kyoto-chihozei.lg.jp)

### 3 入札説明書及び業務仕様書の交付期間

令和 7 年 2 月 10 日（月）から令和 7 年 2 月 21 日（金）までの間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

### 4 現地見学会

- (1) 開催日時及び開催場所

ア 山城中部地方事務所（京都府立城南勤労者福社会館 2階）相談室  
令和7年2月14日（金）午前10時30分～

イ 谷口ビル1階フロア 令和7年2月14日（金）午後1時30分～

## (2) 申込方法

ア 参加申込書（任意様式。メール本文に記載可）に会社名、連絡先、出席者名を記載して、2に記載のメールアドレスへ電子メールで提出

イ 電子メールの件名は、「山城中部地方事務所移転業務 現地見学会申込」とす  
ること。

ウ 提出後、電話によりその旨を2に記載の担当課へ連絡すること。

エ 申込期限は、令和7年2月13日（木）午後4時まで

## (3) 注意事項

自動車を使用する場合、現地見学会開催場所の駐車場は使用せず、近くのコインパーキングを利用すること。

なお、駐車代は利用者負担とする。

## (4) 注意事項

原則として会議室で概要説明の後、所内を案内します。正確な数量リストは作成できないので、引越の予定搬送量及び必要な作業は、この現地見学会で確認してください。

## 5 業務仕様書に係る質問及び回答

### (1) 質問書の提出

ア 質問書の様式

入札説明書、業務仕様書等と併せて、2に記載の担当課において交付を受けた様式を使用すること。

イ 提出期限

令和7年2月17日（月）正午まで

ウ 提出方法

2に記載のメールアドレスあて電子メールで提出

エ その他

(ア) 電子メールの件名は、「山城中部地方事務所移転業務に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること

(ウ) 提出後、電話によりその旨を2に記載の担当課へ連絡すること。

(エ) 提出期限までに質問書の提出がない場合は「質問事項なし」と取り扱うこととする。

(2) 回答書の交付

回答書は、令和7年2月19日(水)午後5時までに電子メールにより交付する。

(3) 質問書及び回答書の扱い

ア 回答書は、仕様書の一部として入札条件となる。

イ 質問書を提出しない場合であっても、質問書及び回答書の内容について全て承知した者として入札を行う。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全てみたさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 京都地方税機構の構成団体における地方税及び消費税若しくは地方消費税を滞納していないものであること。

(3) 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める令和4・5・6年度競争入札参加者の資格を得ているもので、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「運搬・運送」—小分類「貨物運送」

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名

停止がなされていないものであること。

(5) 京都府内に営業所等の設置をしている者であって、引き続き2年以上継続して、当該業務に係る営業を営んでいる者であること

(6) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができると認められるものであること。そのことを判断するため、令和4年4月1日以降において、同種業務を履行した実績を有すること。

同種業務：事務室の移転業務（机、椅子、書類用ロッカー、事務用機器類及び書類を梱包した段ボール箱等の運搬・運送等、規模45名分以上）の元請けとしての業務実績

(7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用承諾証を取得している者又はISO/IEC27001の認証を取得している者

7 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに  
応じなければならない。

(1) 提出期間

令和7年2月17日（月）から令和7年2月21日（金）まで

(2) 提出場所

2に同じ。

(3) 提出方法

(1)の提出期間中の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を  
除く。)の間に持参により提出することとし、郵送又は電送による提出は認め  
ない。

(4) 提出資料

ア 確認申請書（別途お示しする第1号様式）

イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 同種業務に係る受託実績調書（別途お示しする第2号様式）

エ 同種業務の受託実績に係る契約書等の写し

オ 取引使用印鑑届（別途お示しする第3号様式）

カ プライバシーマーク使用許諾証の写し又は ISO/IEC27001 認証の写し

キ 本社（本店）から本社（本店）以外（支社、支店、営業所など）に権限  
を委任する場合は、委任状（別途お示しする第4号様式の1）

ク 返信用封筒（一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通  
知書」という。の返信用）第1種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、  
110円切手を貼付すること。

(5) 確認通知

入札参加資格について確認した後、令和7年2月28日（金）までに、確認結  
果通知書により通知する。

(6) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された  
書類は、返却しない。

イ 提出資料は、A4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された資料は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めない。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月5日（水）午前11時

イ 場所 京都府庁内（詳細は別途通知する。）

(2) 入札の方法

ア 入札書は持参によることとし、郵送又は電送による入札は求めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別途お示しする第4号様式の2）を提

出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかななくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「山城中部地方事務所移転業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後、予定価格の制限の範囲内で入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有する者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 確認結果通知書を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平にすることができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書、業務仕様書、契約書案その他添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「山城中部地方事務所移転業務一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、8の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は、入場することはできない。

(9) 再度開札

開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

イ 確認申請書等を提出しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 委任状(別途お示しする第4号様式の2)を持参しなかった代理人

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)した者

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場秩序を乱した者

ク 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都地方税機構会計規則(平成21年京都地方税機構規則第10号。以下「規則」という。)第112条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 10 入札保証金

免除

#### 11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

#### 12 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第 127 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、免除する。

#### 13 契約書の作成の要否

要（別途示す契約書案により作成するものとする。）

#### 14 その他

(1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

(3) 入札者は、入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。